

令和2年度意見第2号

令和2年5月11日

文部科学大臣

萩生田 光一 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年4月17日付で、株式会社マイクロブラッドサイエンス代表取締役大竹 圭、シスメックス株式会社代表取締役会長兼社長 家次恒及び株式会社ドーム取締役会長代表取締役CEO 安田 秀一から提出された新技術等実証に関する計画に対する文部科学大臣の見解（令和2年4月23日 2ス競ス第5号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

文部科学大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）